障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの

短期入所　運営規程例　**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（短期入所）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。  ２　指定短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。  ３　指定短期入所の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。  ４　指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ５　前４項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年条例第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）医師　○名以上  医師は、・・・を行う。  （３）看護師　○名以上  看護師は、・・・を行う。  （４）生活支援員　○名以上  生活支援員は、・・・を行う。  （５）栄養士　○名以上  栄養士は、・・・を行う。  （６）運転手　○名以上  運転手は、・・・を行う。  （７）調理員　○名以上  調理員は、・・・を行う。  （８）事務職員　○名以上  事務職員は、必要な事務を行う。  （利用定員）  第５条　事業所の形態及び利用者等の定員は、次のとおりとする。  （１）単独型　○○名  （指定短期入所を提供する主たる対象者）  第６条　指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （５）障害児  （指定短期入所の内容）  第７条　事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。  （１）食事の提供  （２）入浴又は清拭  （３）身体等の介護  （４）生活相談  （５）健康管理  （６）送迎サービス  （７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  　　　（１）から（６）に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。  （利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）  第８条　指定短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第３項第１号の規定により算定された額の支払を受けるものとする。この場合において、提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。  ３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。  （１）食事の提供に係る費用  （ア）朝食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）  （イ）昼食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）  （ウ）夕食　１食につき○○円（うち食材料費○○円）  ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等については、１食につき◇◇円とする。  （２）光熱水費　１日につき　○○円  （３）日用品費の実費  （５）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。  （サービス利用に当たっての留意事項）  第９条　利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。  （１）○○○こと。  （２）○○○こと。  （３）○○○こと。  （緊急時等における対応方法）  第１０条　現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ４　指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （非常災害対策）  第１１条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。  ２　事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。  ３　事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、行政機関、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。  （苦情解決）  第１２条　提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。  ２　提供した指定短期入所に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第48条第１項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１３条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１４条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置    （身体拘束の禁止）  第１５条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利  用者の生命及び身体を保護するために 緊急その他やむを得ない場合  を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体  拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態  様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを  得ない理由など必要な事項を記録するものとする。  ３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  （感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）  第１６条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第１７条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１８条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月１日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「、障害児及び…」⇒第７条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は記載しない。「（以下「利用者等」という。）」も不要。  ※「利用者等」⇒第７条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載する。以下同じ。  ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※「岩手県盛岡市…」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。  　（例）三丁目　○  　　　　３丁目　×  ※指定短期入所を実施する施設において配置する職種ごとに記載する。  ※空床利用型の場合、「障害者支援施設○○○の定員□□名以内」等と記載する。  ※左記事例は一例であり、運営規程の作成にあたっては、実際に提供する短期入所の内容について記載する。  ※「送迎サービス」⇒提供しない場合は記載しない。  ※「利用者及び障害児の保護者」⇒第６条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載。以下同じ。  ※「ただし…」⇒食事提供体制加算を算定しない場合は記載しない。  ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容等（例えば、外出の際の「許可」等）については、規定することはできない。）  ※（１）～（４）のうち、事業所において実際に行うものについて記載する。左記の他に行うものがあればそれも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規の時は指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |